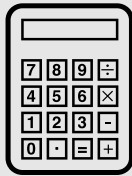


税



のお知らせ

給与・年金所得者の所得税還付申告と住民税申告

給与・年金所得者を対象に、所得税の還付申告と住民税申告を受け付けます。

- ◆詳細 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)
- ◆受付期間 1月22日(木)～3月16日(月)
- ◆会場 役場1階 大会議室

所得税の還付申告ができる方

(給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③各種控除(医療費・社会保険料・扶養控除など)を受けることができる方
- ④新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や、住宅の増改築をされた方



手続きに必要な書類

【上記①～③共通および住民税申告】

- ・源泉徴収票(コピーは不可)
- ・印鑑
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義のもの)
- ・健康保険料および介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書

【上記③の方で必要なもの】

- ・医療費の明細書、領収書、レシート
(1年分の医療費等を支払った個人、病院別に事前に集計し、明細書に記載してください。明細書は税務課税務係に用意してあります)
- ・医療費控除を受けられることができる方は、支払った額が、10万円または合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合です。

【上記④の方】

- ・税務係にご確認ください。

■住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は**住民税の申告が必要です**。

■住民税の住宅ローン控除について

平成18年末までに入居された方に限り、住宅ローン控除可能額を所得税から控除できない場合、申告により住民税の所得割額から控除する措置が設けられています。申請は下記書類を持参のうえ、3月16日までに行ってください。

・年末調整時に住宅ローン控除を受けている人

給与所得の源泉徴収票(手続きの際、居住開始年月日が必要です。事前にご確認ください。)

・年末調整時に住宅ローン控除を受けていない人

住宅取得借入金年末残高証明書
住宅取得借入金控除証明書

■白色事業所得者を対象とした収支内訳書の記載相談

円滑な申告事務のため、事前に収支内訳書の記載相談期間を設けます。必要な書類等を整理のうえ、お気軽にお越しください。

▼期間・場所

1月22日(木)～2月13日(金)
役場1階 大会議室

■年末調整事務に伴う関係書類の提出

▼提出期限 2月2日(月)

▼提出場所

給与支払報告書(総括表・個人別明細)→税務係
上記以外の書類→札幌北税務署

公的年金からの町道民税の特別徴収（天引き）について

税制改正に伴い、今まで納付書や口座振替で納付（普通徴収）して頂いている公的年金等に係る町道民税が、10月支給分の公的年金等から特別徴収となります。

■対象 65歳以上の公的年金等の受給者（当該年度の初日（4月1日）に引き続き老齢基礎年金等を受けている方）

◆ただし、次の場合は特別徴収の対象になりません。

- ・老齢基礎年金の額が18万円未満の方
- ・介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金の給付額を超える方

■対象となる税額 公的年金等の所得に係る所得割額

◆課税の対象となる所得が公的年金等のみである場合には、均等割も合わせて特別徴収されます。

■実施時期 平成21年10月支給分から実施

※この改正は、あくまでも納付方法の改正であるので税額が増えることはありません。

※公的年金等に係る所得についての所得証明書発行は事務手続きの関係上、6月中旬になります。

■徴収の方法

公的年金等に係る所得のみの方は、以下のとおりとなります。（金額例は年金所得のみ、年税額60,000円の場合）

平成21年度徴収分					
徴収方法	普通徴収 (本人が納付)		特別徴収 (年金から天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額に対する比率				
	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6
金額例(円)	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000

平成22年度以降徴収分						
徴収方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年10月～翌年2月までに徴収した額に対する比率			年税額から、仮徴収した額を控除した額に対する比率		
	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3
金額例(円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

■特別徴収の利点 納税者が役場や金融機関窓口に向く必要がなく、納付忘れを防ぐとともに、納期が年4回から6回になり、1回あたりの納付額が少なくなります。

年金特別徴収に関する質問にお答えします

問 公的年金から特別徴収をしないで、従来どおり納付書で納めることはできますか？

答 本人の希望で納める方法を選択することはできません。対象となる方は年金から特別徴収により納めることとなります。

問 障害年金を受給していますが、特別徴収の対象になりますか？

答 障害年金や遺族年金は町道民税が課税されないため、特別徴収の対象とはなりません。特別徴収の対象となる年金は、老齢または退職を支給事由とするもののみとなります。

問 特別徴収の対象となる年金を2種類受給していますが、どの年金から特別徴収されますか？

答 複数の年金を受給されている方の場合、その受給額の多少に関わらず、特別徴収を行う年金について別途優先順位が決められており、高順位の1つの年金から特別徴収されます。ただし、その年金から引ききれない税額が発生した場合は普通徴収になります。

問 年度途中で町道民税額が変更になりました。年金からの特別徴収税額も変更されますか？

答 年度途中で町道民税が変更になった場合には、年金からの特別徴収は中止となり、徴収済額を除いた残額のすべてが普通徴収に切り替わります。尚、翌年度10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。

問 公的年金の額がいくらになると徴収されますか？

答 扶養する人数や他の控除の状況により異なりますが、例として下記のとおりとなります。

扶養者がいない場合

均等割→年金額148万円を超えた場合

所得割→年金額155万円を超えた場合

扶養者（所得が38万円以下）が一人居る場合

均等割→年金額193万円を超えた場合

所得割→年金額222万円を超えた場合